

自動車排出ガス対策実施措置報告書

令和8年7月6日

香川県知事殿

提出者
住 所 高松市朝日町4丁目1番63号
氏 名 ことでんバス株式会社
代表取締役 石川 雅 章

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

主たる事務所の名称	ことでんバス株式会社
主たる事務所の名称所在地	高松市朝日町4丁目1番63号
自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置	別紙のとおり
実施した措置の公表予定年月日	令和8年7月17日
計画公表の方法	弊社ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。
連絡先	担 当 部 署 運輸サービス部 整備課 担 当 者 折 目 和 司 電 話 番 号 087-821-3033 F A X 番 号 087-822-9605 電子メールアドレス korime@kotoden.co.jp

自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置

計画の対象期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
本報告の対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1. 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和8年3月31日現在)

整 理 番 号	1	2	合 計
事業所の名称	本社営業所		
事業所の所在地	高松市朝日町 4丁目1番63号		
自動車の使用台数	130		130

2. 排出ガスの排出量が少ない自動車の導入実績

(令和8年3月31日 現在)

自動車区分	本社営業所		合 計	計画台数
総自動車台数	130		130	132
電動車等の台数	1		1	1
導入割合	0.8%		0.8%	0.8%

3. 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施

項 目	計 画	実 績	備 考 (※任意記入)
自 動 車 の 使 用抑制	・土曜日・日曜日並びに平日の乗車効率の低い時間帯は 大型車から中型車に車両を替え運行する。	☒ 計画通り実施した ☐ 一部実施した ☐ 未実施	
自 動 車 の 適 正な整備	【 日常点検 】 ・整備管理者は運転者に運行の開始前に点検を実施させ、その結果を報告させることにより自動車の状態を確認し、運行の可否を決定する。 ・整備管理者は運転者に対し、日常点検表をもとに点検箇所、点検方法(適正なタイヤ空気圧等)点検結果の運行の開始前に点検を実施させその結果を報告する様周知する。 【 定期点検 (12ヶ月点検、3か月点検 1. 5か月点検『自主点検』)】 ・定期点検基準をを作成し、これに基づき整備管理者が定期点検整備の実施計画を定め確実に実施する。 (自家工場、外注先に周知をする。) (エアークリーナーの清掃、タイヤ空気圧・摩耗等の点検の実施)	☒ 計画通り実施した ☐ 一部実施した ☐ 未実施	日常点検で乗務員がタイヤ空気圧の点検を行った。 車両ごとに整備指示書を作成し、外注先にも周知した。 自主点検及び定期点検でエアークリーナーの清掃を行った。
自 動 車 の 適 正な運転	・下記エコドライブ五原則作成し、運転者に点呼執行時に指示及び掲出する等して実施に努める。 ① アイドリングストップの活用 1分以上の停止はエンジン停止 空ふかし禁止 ② アクセルの踏み込みは少なく、ゆっくり 踏み込み量は50%から70% ③ 早めのシフトアップ 1段高めのギヤーでエンジン回転抑制 ④ 波状運転の厳禁(等速運転) 加速、減速の繰り返しの厳禁 ⑤ 減速は早めのシフトダウンで「エンジンプレーキ」 で早めのアクセル解放 ・ドライブレコーダー、デジタコを活用してエコドライブのチェックをする。 ・冷房の設定温度を控えめにする。 ・エンジン暖機運転を必要以上にしない。 ・バスに添乗して、エコドライブ及び運転マナーのチェック、指導を行う。	☒ 計画通り実施した ☐ 一部実施した ☐ 未実施	点呼で運転者に周知するとともにエコドライブ5原則を点呼執行場に掲出した。 実施期間 5月1日～6月30日